

労使間のトラブルでお悩みの方
三重県労働委員会が解決のお手
伝いをします。



三重県労働委員会は、賃金、解雇、パワハラなどに関する労使間の
トラブルについて、**解決に向けた「あっせん」**を行っています。

お問い合わせは、

三重県労働委員会事務局(あっせんに関すること)

TEL 059-224-3033 HPはQRコードから⇒

三重県労働相談室(相談・申請窓口)

TEL 059-213-8290



三重県あっせん

検索



労働委員会をご存じですか？

労働委員会は、労使間のトラブルを、不当労働行為の審査や労使紛争のあっせんによって解決するために、法律によって各都道府県に設けられた行政機関です。

労働委員会の特徴



- 【その1】
- ・公益委員（弁護士等）
 - ・労働者委員（労働組合の役員等）
 - ・使用者委員（会社の役員等）

以上の三者構成の専門家による行政機関です。

【その2】労働委員会では、労使双方の歩み寄りによるトラブル解決を促す「あっせん」を行っています。
「あっせん」では、経験豊かな公労使委員が労使双方からお話しを聞き、それぞれの立場を活かして双方が納得できる解決案を示すなど、トラブル解決に向けて親身で丁寧にサポートします。

【その3】あっせん制度は、無料で利用できます。



解決して
よかったにゃ～

